平成２２年（フ）第４号
神戸市西区玉津町今津198－８、旧住所神戸市垂水区学が丘６丁目１―35―101
債務者　杉寺　茂治
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１号
兵庫県美方郡香美町小代区城山５番地、住民票上の住所兵庫県美方郡香美町小代区新屋347番地
債務者　田淵　玉惠
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第３４７号
鳥取県鳥取市東町３丁目352番地
債務者　大西　清之
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５２号
鳥取県鳥取市鹿野町今市1766番地51、旧住所鳥取県鳥取市鹿野町鹿野1136番地１
債務者　門脇智恵子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５６号
鳥取県鳥取市田島750番地　メゾン池ノ端206号、旧住所鳥取県鳥取市浜坂299番地３
債務者　山口美也子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５９号
鳥取県鳥取市吉方温泉３丁目752番地　コーポ栄501号、旧住所兵庫県神戸市中央区北長狭通６丁目２番15―308号
債務者　高木　太平
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４号
広島県尾道市栗原東２丁目２番11号
債務者　鷹羽　綾子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第４５６号
山口県下関市王司本町１丁目３番24号
債務者　住友　佳子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１８４号
福岡県飯塚市平恒400番地４
債務者　中嶋　陽介
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第２１１号
福岡県飯塚市相田174番地346
債務者　野相　由加（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第２２７号
福岡県嘉麻市鴨生782番地１
債務者　永水　義生
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１４４６号
北九州市若松区原町12番２―54号
債務者　重松美枝子（旧姓峰）
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４５号
福岡県田川郡糸田町3757番地
債務者　冨田美代子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１７７号
福岡県田川市大字伊田2785番地１
債務者　枌野　加代
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１７８号
福岡県田川市大字伊田2736番地１
債務者　枌野　由佳
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１８３号
福岡県田川市大字川宮1650番地１
債務者　宮内　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１８５号
福岡県田川郡糸田町3119番地１
債務者　江島テツ子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第６３５号
宮崎県児湯郡新富町大字三納代2370番地
債務者　野添　敏信
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　宮崎地方裁判所破産係